

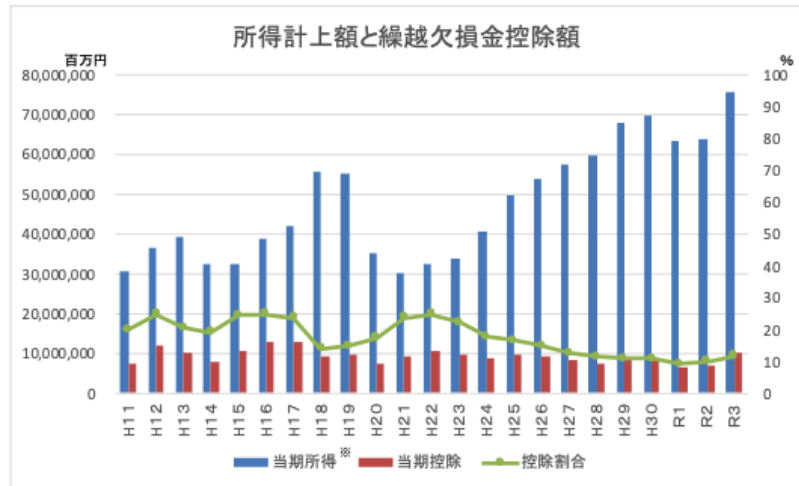
欠損金税制のタックス・インセンティブ

・古田美保・経営学部

研究の概要・特徴

企業の営業活動上、欠損が生じるのは避けられない。その欠損は、法人税法上、原則として10年間に亘って“繰越控除”され、課税の調整が行われる。すなわち、欠損が生じるとその年度には法人税負担が原則として生じず、翌年度以降10年以内/欠損金額の範囲で税負担の調整が行われる。

しかし、この調整は租税理論に照らして不十分で、多額の調整期限切れの欠損金が生じていると考えられる。グラフは法人の所得計上額に対する欠損金の控除額およびその割合を示したものであるが、欠損金の調整可能性が低減傾向にあることがわかる。日本の欠損金税制は世界でも有数の厳しさであり、欠損金の調整は戦略的に検討する必要がある。タックス・プランニングはもちろん組織再編やLLP制度の活用など、さまざまな手法を検討する必要がある。



(出典) 国税庁「会社標本調査」より作成

新規性・優位性

欠損金については、租税理論の観点から「完全に調整されるべき」と結論されることが多いが、実際にはその調整には数多くの制約があり、調整期限内の調整が困難であることが強く推定される。公表統計値からの期限切れ欠損金の存在が推測とその評価、企業行動への影響など総合的な検討と分析視座の提供を行うことが重要である。

実用化効果

- ・EBPM(エビデンスに基づく政策立案)の基礎理論に貢献する。
- ・それにより、欠損金関連税制の評価と改善に資する基礎を提供する。
- ・企業の欠損金調整行動についての知見を整理し、その影響について評価する。
- ・法人税制を欠損金の取り扱いの観点から検証し、その制限の影響について幅広く検討する。